

■委託できる事業主は

北大阪商工会議所の会員事業所(入会と同時委託可)であり、常時使用する労働者数が、

金融・保険・不動産・小売	50人以下
卸売・サービス業の事業	100人以下
その他の事業	300人以下

の事業主の方です。

■委託できる事務の範囲は

労働保険事務組合に委託できる労働保険の事務の範囲はおおむね次のとおりです。

1. 概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
2. 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事務所設置届の提出に関する事務
3. 労災保険の特別加入の申請当に関する事務
4. 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
5. その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

なお、印紙保険料に関する事務並びに労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務は、労働保険事務組合が行うことのできる事務から除かれています。

■事務委託手数料は

従業員数	年 額	従業員数	年 額
1 ～ 4人	16,200円	31 ～ 40人	47,952円
5 ～ 10人	19,440円	41 ～ 50人	58,320円
11 ～ 15人	25,920円	51 ～ 100人	71,280円
16 ～ 20人	32,400円	101 ～ 200人	97,200円
21 ～ 30人	38,880円	201 ～ 300人	129,600円

(消費税込み)

特別加入制度 (中小事業主等の特別加入)

労災保険は本来労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外の方のうち、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方に対して特別に任意加入を認めているのが、特別加入制度です。特別加入の申請をするには、①雇用する労働者について保険関係が成立していること、②労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること、の2つの要件を満たすことが必要です。保険料及び労災の給付額については、その算定の基礎となる給付基礎日額を特別加入を行う方がその所得水準に見合った額を任意に選択いただけます。その他、詳細につきましては、当事務組合までお問合せ下さい。

※「労働保険」は労災保険と雇用保険の総称で、労働者を一人でも使用する事業主(農林水産の事業を除く)は法人・個人を問わず必ず加入の手続きを行い、労働保険料を納めなければならない強制加入の制度です。

まだ、労働保険の加入手続きを取られていない事業主の方は、お気軽にご相談下さい。



北大阪商工会議所 労働保険事務組合

TEL072-843-5157 FAX072-841-0173